

監査委員公表第548号

平成25年3月29日付け監査第1080号で提出した臨時監査結果の報告に対し、大分県知事及び大分県教育委員会委員長から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により次のとおり公表する。

平成25年7月12日

大分県監査委員 米 濱 光 郎
 大分県監査委員 柳 井 貞 美
 大分県監査委員 桜 木 博
 大分県監査委員 酒 井 喜 親

1 指摘事項についての措置状況

なし。

2 注意事項についての措置状況

監査対象機関	監査実施日	監査結果の注意事項及びその措置状況
(知事部局)		
南部保健所	平成25年2月1日	<p>注意事項</p> <p>領収書について、領収書受払簿による受払手続や使用後の領収書冊子の返納手続がされていないなど、取扱いに不適正な事例が認められた。</p> <p>措置状況</p> <p>各種手数料の領収書である処置票について、臨時監査後に直ちに領収書受払簿の整理を行った。今後は再発防止のために、未使用の処置票や使用後の処置票は、鍵のかかるキャビネットに常時収納し、払出・返納の都度、金銭出納員の確認を受けることにした。</p>
(教育庁及び教育機関)		
別府教育事務所	平成25年1月21日	<p>注意事項</p> <p>現金出納表に現金の受入れ及び払出し等の状況が記載されていない事例が認められた。</p> <p>措置状況</p> <p>臨時監査後に直ちに現金出納表の整理を行うとともに、以降は現金の受入れ及び払出の都度、現金出納表を整理し、適切な事務処理を行っている。</p>
大分支援学校	平成24年10月22日	<p>注意事項</p> <p>平成24年度の材料品出納簿について、所属長や出納員の決裁印が押印されていないほか、購入した材料品の記入漏れがあるなどの事例が認められた。</p> <p>措置状況</p> <p>臨時監査後に生産製作品に携わる教員を集め、事務処理説明会を開いた。25年度も早い時期に説明会を行い、教員にも意識させて処理が滞らない</p>

		<p>ようにする。</p> <p>材料品の購入時や生産製作品の発生時には、その都度整理するよう心がけ、事務長が定期的にチェックする。</p>
日田支援学校	平成25年2月1日	<p>注意事項</p> <p>平成24年度の材料品出納簿が一部作成されていないほか、当該材料品を使用して作成した生産製作品について、生産製作品調書が作成されていないなどの事例が認められた。</p> <p>措置状況</p> <p>材料品、生産製作品の数を全て確認し、材料品出納簿ほか関係諸帳簿を整備した。</p> <p>今後は、「大分県特別支援学校実習会計取扱要領」に基づき、正確に関係書帳簿に記載するとともに、複数人で点検するなど、内部のチェック体制を図りながら適正な事務処理に努める。</p>